

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(津波：南越前町津波ハザードマップ)

- ・福井県が令和2年に公表した津波浸水想定図に基づき、浸水域や浸水深を示している。
- ・国が示した日本海側統一の津波断層モデルを用いて想定をしている。
- ・福井県が独自の方法で検討を行い、平成24年度に公表した津波浸水想定も併せて示している。
- ・マップ上に示された浸水域は、津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づく「津波災害警戒区域」に指定されている。
- ・河野地区において津波による浸水が予想される地区が存在し、想定最大津波高としては約2.6mと予想されている。
- ・昭和39年の新潟地震、昭和58年の日本海中部地震、平成5年の北海道南西沖地震で観測されており、北海道南西沖地震では、河野漁港では60cmを観測している。

(洪水：南越前町洪水・土砂災害ハザードマップ)

- ・洪水については、想定しうる最大規模の降雨（概ね1,000年に一度の大雨）によって増水し、堤防が決壊した場合などに浸水する範囲や浸水の深さを表示している。
- ・土砂災害については、大雨などでがけ崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）として表示している。
- ・【南条地区】商工会（JR南条駅）が立地する場所は、0.5～3.0mの最大浸水深である。
- ・【南条地区】市街地のほとんどで0.5m以上の浸水が予想されている。
- ・【南条地区】5m以上の浸水が想定される区域もある。
- ・【今庄地区】今庄・湯尾地区の市街地のほとんどで0.5m以上の浸水が予想されている。
- ・【河野地区】5m以上の浸水が想定される区域もある。

(土砂災害：南越前町洪水・土砂災害ハザードマップ)

- ・商工会（JR南条駅）が立地する場所は、土砂災害警戒区となっている。
- ・町全体として、山際のほとんどが急傾斜地崩壊、土石流及び地すべりの恐れがある。

(地震：南越前町地震ハザードマップ)

- ・町全体の揺れやすさでは、断層の位置や地盤の関係上、河野地区→今庄地区→南条地区の順で揺れやすい予想である。

(その他)

- ・今庄地域は、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯に、その他の地域は豪雪地帯に指定されており、近年では平成23年1月に今庄地域で積雪量が2m50cmを超え鉄道や道路などの交通網が遮断され大きな被害となった。
- ・南越前町全域が、日本原電敦賀発電所から半径30kmの範囲に位置している。

(感染症)

- ・新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 410人
- ・小規模事業者数 374人

### 【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	40	32	南条地区、今庄地区に分散している
	建設業	121	118	町内に広く分散している
	卸売業	7	7	町内に点在している
	小売業	70	61	町内に広く分散している
	飲食・宿泊業	65	57	宿泊業は河野地区海岸沿いに集中
	サービス業	79	77	町内に広く分散している
	その他	28	22	南条地区、今庄地区に分散している

## 3) これまでの取組

### 1) 当町の取組

- ・町地域防災計画及び防災関連の各種計画の策定
- ・各地域での防災講習会開催
- ・町総合防災訓練、原子力防災訓練の実施
- ・防災備蓄食料、飲料水等の備蓄
- ・防災行政無線、IP 告知放送端末の整備
- ・防災拠点及び観光案内所等への防災 WiFi の整備
- ・南越前町防災の手引き・各種ハザードマップの発行、全戸配布
- ・他県及び他市町との災害時相互応援協定の締結
- ・自主防災組織への支援、結成促進
- ・南越前町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と実施

### 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・福井県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・あいおいニッセイ同和損害保険と連携した損害保険の周知
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・商工会災害システムの推進
- ・南越前町が実施する防災訓練への参加および協力
- ・新型コロナウイルス感染症予防に向け、日々の消毒・換気等の対策の実施と空気清浄機の導入と日々の稼働

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄などを周知する必要である。

### Ⅲ 目標

- 地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町、福井県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### <目標> 支援により策定された事業者 BCP の件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小規模事業者	10件	10件	10件	10件	10件
うち事業継続力強化計画(連携計画含む)	2件	2件	2件	2件	2件
うち事業継続計画	8件	8件	8件	8件	8件
[参考]中小企業(小規模除く)	1件	1件	1件	1件	1件

#### ※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

- ・ 平成25年に締結した「危機発生時等の支援活動に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や行政広報、ホームページ、SNS等において、国や福井県、南越前町の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、当会は、ホームページのほか、SNSなどを活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、平成25年事業継続計画（危機管理マニュアル）（令和6年改正）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ あいおいニッセイ同和損害保険と協力し、事業継続力強化に向けた支援取り組みを検討する。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 定期的に当会と当町にて、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード5の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 6 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者被害がある場合は、大まかな被害情報(被災事業所名、住所(町・字名レベル)被害状況(全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など))を確認し、災害発生から概ね 24 時間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者に激甚災害指定の可能性のある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額(事業の再建に必要なおおよその推計額)について、概ね 1 週間以内に情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～5 日間	1 日に 2 回共有する (9 時、16 時現在)
発災後 6 日以降	1 日に 1 回共有する (9 時現在)

- ・当町で取りまとめた「南越前町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、福井県商工会連合会を経由して福井県産業労働部経営改革課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、福井県商工会連合会より福井県産業労働部 経営改革 課へ報告する

(様式)

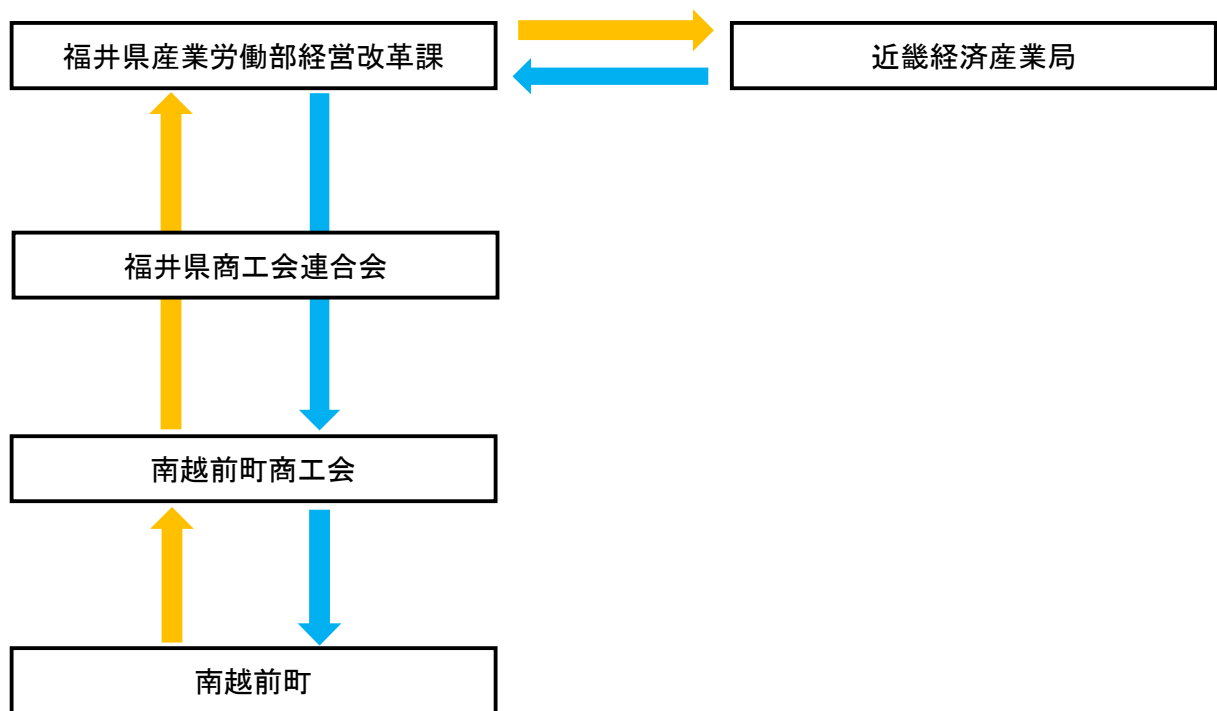
実態調査票

策定者：  
電話番号：

メールアドレス：

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に 必要な額、 おおよそで可	被害額内訳			被害状況 ※金額・半壊・一部壊壊、床上浸水・床下浸水、死傷者の有無、操業・物流への影響、運転資金等資金繰りへの影響など
					土地 (増積土砂排除 費・整地費) (事業用資産に限 る)	建物 (事業用資産に限 る)	機械設備	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

(連絡体制図)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、南越前町と相談する（当会は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、南越前町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

< 6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力 >

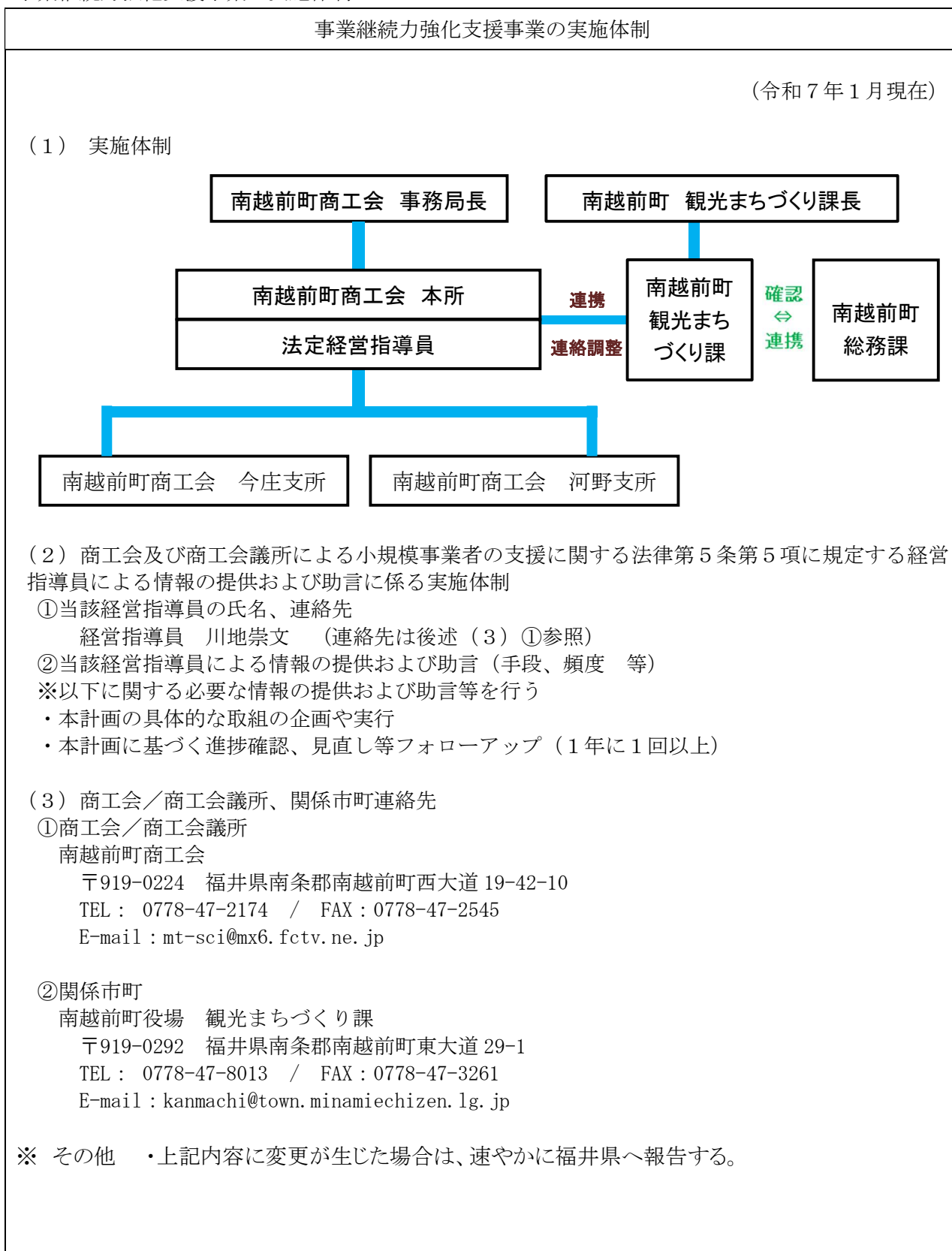
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能なかぎり協力する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	0	100	0	100	0
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	100	0	100	0	100
・パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・通信運搬費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、南越前町補助金、福井県補助金、国補助金、各種専門家派遣事業の活用 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等